

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 入出港関係</p> <p>第2節 とん税等の納付申告</p> <p>（とん税等の納付申告）</p> <p>2-1 船長（とん税法（昭和32年法律第37号）第4条第2項及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）第4条第2項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>この際に、船長が、マルチペイメントネットワークを利用する方法（税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第6条第1号の規定により関税等（関税、とん税等その他の国税及び地方消費税をいう。以下同じ）を納付する方法をいう。以下「MPN利用方式」という。）又はリアルタイム口座振替方式を利用する方法（税関手続オンライン化省令第6条第2号の規定により関税等を納付する方法をいう。以下「リアルタイム口座振替方式」という。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行う旨のコードをシステムに併せて入力することを求めるものとする。</p> <p>なお、専用口座振替方式（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号。以下「処理法」という。）第4条第1項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に関税等の納付を委託する方法をいう。）については、平成29年3月31日をもってその機能が廃止されているので、留意する。この場合において、とん税等の納付は、次により行うことを求めるものとするが、いずれの納付方式による場合も船長に「とん税等納付申告控情報」が併せて配信されるので、当該船長は、「とん税等納付申告控情報」（別紙様式M-100号）を出力することができる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>第1章 入出港関係</p> <p>第2節 とん税等の納付申告</p> <p>（とん税等の納付申告）</p> <p>2-1 船長（とん税法（昭和32年法律第37号）第4条第2項及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）第4条第2項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>この際に、船長が、マルチペイメントネットワークを利用する方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術に関する省令（平成15年財務省令第7号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第6条第1号の規定により関税等（関税、とん税等その他の国税及び地方消費税をいう。以下同じ）を納付する方法をいう。以下「MPN利用方式」という。）又はリアルタイム口座振替方式を利用する方法（税関手続オンライン化省令第6条第2号の規定により関税等を納付する方法をいう。以下「リアルタイム口座振替方式」という。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行う旨のコードをシステムに併せて入力することを求めるものとする。</p> <p>なお、専用口座振替方式（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号。以下「処理法」という。）第4条第1項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に関税等の納付を委託する方法をいう。）については、平成29年3月31日をもってその機能が廃止されているので、留意する。この場合において、とん税等の納付は、次により行うことを求めるものとするが、いずれの納付方式による場合も船長に「とん税等納付申告控情報」が併せて配信されるので、当該船長は、「とん税等納付申告控情報」（別紙様式M-100号）を出力することができる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙1 窓口電子申告端末運用指針</p> <p>別添1 窓口電子申告端末利用規約</p> <p>（法的効力）</p> <p>第11条 端末を利用した手続等により、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）第6条第1項に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う申請等となり、同条第2項の規定により<u>当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法</u>により行われた申請等とみなして、<u>当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用します。</u></p> <p>2 端末を利用した手続等に基づき電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）から出力された許可通知書等の書面を窓口の税関職員から渡された場合は、<u>情報通信技術活用法第7条第1項</u>に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う处分通知等として、同条第2項の規定により<u>当該处分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法</u>により行われた处分通知等とみなして、<u>当該法令その他の当該处分通知等に関する法令の規定を適用します。</u></p>	<p>別紙1 窓口電子申告端末運用指針</p> <p>別添1 窓口電子申告端末利用規約</p> <p>（法的効力）</p> <p>第11条 端末を利用した手続等により、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第3条第1項に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う申請等となり、同条第2項の規定により<u>書面等により行われた申請等とみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用します。</u></p> <p>2 端末を利用した手続等に基づき電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）から出力された許可通知書等の書面を窓口の税関職員から渡された場合は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第4条第1項に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う处分通知等として、同条第2項の規定により<u>書面等により行われた处分通知等とみなして、当該处分通知等に関する法令の規定を適用します。</u></p>